

令和4年度動物取扱責任者研修アンケートでいただいた主なご質問の回答について

No.	質問	回答
1	<p>虐待の定義をもう少し詳しく知りたい。わかりやすい線引きが欲しい。</p>	<p>虐待は、愛護動物に不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取り扱いのことであり、積極的な虐待（暴力を加えること、みだりに酷使し衰弱させることなど）といわば消極的な虐待であるネグレクト（みだりに給餌若しくは給水をやめ衰弱させること、自己の飼養保管する愛護動物が疾病にかかりまたは負傷しているのを放置することなど）があります。動物愛護管理法44条2項にはこれら虐待行為の例示が規定されていますが、これらと同等の行為は虐待となります。確かに、虐待の判断についての明確な線引きは難しく、目的、手段・態様、苦痛の程度等から、一般人の健全な常識をもとに総合的に判断する必要があります。判断項目のひとつである動物の栄養状態を評価する尺度としては、ボディコンディションスコア（BCS）があります。環境省発行「動物虐待等に関する対応ガイドライン」に、虐待の定義等について記載がありますので、参考としてください。</p> <p>環境省のホームページ「動物虐待等に関する対応ガイドライン」：  <a href="https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0403a.html">https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0403a.html</a></p>
2	<p>年に1回の健康診断では、どの程度の検査をすべきですか？</p>	<p>「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」の「4.動物の疾病等に係る措置に関する事項」に健康診断書の参考例があります。この項目を参考に、動物の状態に応じて追加検査等を実施してください。</p> <p>健康診断書（参考例）が掲載されている環境省ホームページ：  <a href="https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html">https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html</a></p>